

議案第17号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により別紙のとおり専決処分したため、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

事件

平成29年度佐倉市一般会計補正予算

平成29年11月27日提出

佐倉市長 巖 和 雄

平成29年度 佐倉市一般会計補正予算(第3号)

平成29年度佐倉市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,356千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,085,908千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月28日

地方自治法第179条第1項により専決処分
佐倉市長 蕨 和 雄

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
15 県支出金		3,006,498	72,356	3,078,854
	3 委託金	305,188	72,356	377,544
歳入合計		48,013,552	72,356	48,085,908

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		6,321,040	72,356	6,393,396
	4 選挙費	37,154	72,356	109,510
歳出合計		48,013,552	72,356	48,085,908